



田んぼ2030プロジェクト 田んぼだより

第3号 2023年3月27日発行

田んぼの生物・文化多様性2030(略称:田んぼ2030)ニュースレター
発行:NPO法人ラムサール・ネットワーク日本(ラムネット)水田部会
所在地:〒110-0016東京都台東区台東1-12-11青木ビル3F
TEL/FAX:03-3834-6566 電子メール:info@ramnet-j.org
ホームページ:http://www.ramnet-j.org



目次

- 第3回ミニフォーラム報告 安藤 よしの(ラムサール・ネットワーク日本理事)……………1~2
- 【食料・農業・農村基本法】改正に向けた環境NGOの動き 藤田 卓(公益財団法人 日本自然保護協会)……………2~3
- 雨水ためるとカモが来る 田尻 浩伸(公益財団法人日本野鳥の会/加賀市共生農業推進協議会会長)……………3~4
- 水田部会からのお知らせ・2023年度の田んぼ2030計画/編集後記……………4



第3回ミニフォーラム「田んぼと文化多様性」報告 ラムサール・ネットワーク日本理事 安藤 よしの

ラムサール・ネットワーク日本の田んぼの生物・文化多様性2030プロジェクトでは、生物文化多様性を活動目的に組んでいるFAOの世界農業遺産に注目したミニフォーラムを開催してきました。

1月27日にオンラインで開催した第3回ミニフォーラムは、2017年に「持続可能な水田農業を支える大崎耕土の伝統的水管理システム」で世界農業遺産に認定された宮城県大崎地域での活動を取り上げ、大崎耕土の伝統的水管理システムや、水田農業によって育まれる湿地生態系・農文化について学びました。40名余りの参加があったこのフォーラムは、2月2日の世界湿地の日の記念行事として開催したものです。

まず講師の車田 敦さん(大崎市教育委員会事務局文化財課)と、船橋玲二さん(NPO法人田んぼ理事長)に話題提供していただき、そのあと参加者との質疑応答・意見交換を行いました。

車田さんには特に世界農業遺産・地域の農村文化を中心にお話いただきました。

『生物文化多様性とは、ある土地の生物多様性とその恩恵を受けてきた地域住民の土着の文化の持つ行動様式によって生物多様性が維持されてきた相互作用である。』という説明が引用され、続けて「GIAHS(世界農業遺産)の5つの認定要素である・伝統的農業・農業生物多様性・農耕文化(社会組織含む)・伝統的知識システム・ランドスケープは、人と自然の相互作用そのものであり、生物多様性と文化の相互作用、人の営みと自然の関係について深い関わりがある。

GIAHS「大崎耕土」の評価ポイントは ①脈々と受け継がれる巧みな水管理基盤 ②社会組織「契約講」による人々のつながり ③「居久根」生活の知恵と水田、水路がおりなす豊かな生物多様性と独特の景観の3点。そこで私たちは、大崎耕土の世界農業遺産と民俗学的テーマとして、先人の水の利用、社会組織「契約講」、「居久根」(屋敷林)生活の知恵、農耕文化の実態について明らかにすることにしている。

大崎GIAHSでのアプローチとしては「アクションプラン推進会議」を設け ①フィールドミュージアム部会 ②認証制度部会 ③人材育成部会で活動をしている。また農耕文化総合調査での取組

として、民俗学的調査手法を用いた取組みを実施し、主にフィールドミュージアム、人材育成部会と関わり、調査成果の活用を考えている。地域の価値を再発見し、それを地域の誇りとして認識し、多様な主体が関係して守ることに意義があるので、特に人材育成には注力している。」と語りました。この報告ではこれらの興味深い活動を詳しく説明できないのが残念です。



NPO法人田んぼ理事長の船橋さんには、「田んぼと居久根がおりなす自然と暮らし」というテーマで主に生きものと居久根についてお話いただきました。



車田 敦さん

船橋玲二さん

「田んぼlogyには車田さんと私も参加し、メンバー農家さんから借りている田んぼでいろいろと実験をしている。有機栽培の田んぼでは稲の品種ごとの収量、分けつ差などの実験を行い、実験考古学的手法で剥片石器を使った稲刈りも行った。石器がよく切れることから、穂先を刈り取っていたという従来の説とは異なり、実は根元から刈り取っていたのではないかという新たな発見もあった。剥片石器は両刃なので、使うときに手を切らないように注意する必要がある。米作りに関しては、認証制度に生きもの調査を組み込み、トンボ、アシナガグモ、カエルなど9つの生き

ものの指標によって評価している。継続実施でデータが蓄積されつつあり、取り組み農家を増やしていく努力している。

大崎耕土は、水田・集落・家の周りの居久根の構成できている。秋から冬にかけての季節風を防ぐための屋敷林である居久根が建物を隠し、水田の中に島があるような感じの風景である。樹木の多くは建材として利用されるスギだが、古川、田尻など低平地では水に強いハンノキやクヌギも見られる。738種の植物が観察され、アシナガグモやシュレーゲルアオガエルなどが生息していて、生物多様性豊かな小宇宙となっている。現在は管理活動を行う人手が足りず、外からの力を借りたいと考えている。かつては川から引いてきた水路が敷地内を流れていて、炊事に使用されたり、釣りや水遊びもできたようだが、現在では圃場整備などで水の供給がなくなり、水辺環境は欠落している。このような水とかかわりのある森を湿地として再生したいと思っている。

」と話しました。さらに、雁のネグラの拡大に貢献する蕪栗沼・周辺水田のふゆみず田んぼで作ったお米の紹介と、お隣の登米市の佐々木さんからは有機米「雁の郷米」の紹介がありました。

第2部の意見交換/質疑応答では、千葉県市川市の遊水池計画に、市民の意見により水田を入れることができたという優良事例の紹介や、ふゆみず田んぼの問題点、鳥インフルのリスクなどについて、会場からも多くの質問が出されました。答えきれなかった質問については、後日講師の協力を得て、メールで回答しました。



居久根(農水省HPより)

【食料・農業・農村基本法】改正に向けた環境NGOの動き

～日本のたんぼの生物多様性の明るい未来に向けて現場の皆さんの意見を発信しよう!～

藤田 卓(公益財団法人 日本自然保護協会)

基本法は、日本の農業政策の基本方針を定める重要な法律であり、「農政の憲法」と呼ばれることもあります。この基本法が実現すべき理念として、食料の安定供給の確保・多面的機能の発揮・農業の持続的な発展・農村の振興の4つを挙げ、その1つ「多面的機能」は、水源涵養・自然環境保全などを含むことから、本法は「たんぼの生物多様性の未来の明暗を決する」重要な法律であることがわかります。

この基本法の改訂作業が昨年開始され、2024年には国会に改正案が提出される予定となっています。この基本法のもと、圃場整備や農業の使用などを進めた結果、食料増産や省力化が進んだものの、環境への負荷が増え、農業の土台となる生物多様性の損失が続くなど、農業の持続可能性が危ぶまれています。さらに、日本の農業人口減少や食料自給率の低迷に加え、近年では世界人口の増加や、ロシアによるウクライナ侵攻によって、海外からの輸入に依存している食料・化学肥料・燃料の不足も危機となっています。国内の食料の安定供給のためにも、まさに今、日本の農業は、生物多様性を基盤とした持続的な農業への転換が求められています。

そこでオリザネット、ラムネットJ、日本野鳥の会、世界自然保護基金、日本自然保護協会の環境NGO 5 団体が中心となる「生物多様性と農業政策研究会」は、2023 年1 月21 日に東京都にてシンポジウム※1 を開催し、基本法改正の動きについて、多面的

機能の発揮という側面から、日本の農地における生物多様性保全や農業環境政策のあり方について、全国から集まった参加者・スタッフ約50名の皆さんと共に考えました。

シンポジウムの基調講演では、生物多様性保全を含む「農業の多面的機能」が導入されてきた契機として、海外からの安い輸入農産物から国内の農業を保護するための国際交渉(WTO)があり、その後、EUなど農業環境政策の先進地域では環境や気候変動対策を強化してきたことが紹介されました(法政大西澤)。



「農業基本法改正と多面的機能を考える集い」シンポジウム

例えばEUでは、農家が補助金などのお金を受け取る時の条件として、環境保全等の行為が義務付けられ、さらに高度な保全活動をする際には追加のお金を受け取れる仕組みがあります。

日本の同様の制度として「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」があり、農地面積50%以上を対象とし毎年約1600億円を農家に支援する等、農地生態系に対して影響力が大

<p>新しい食料・農業・農村基本法のすがた</p> <ul style="list-style-type: none"> 食料・農業・農村に加え環境も重視すべき 環境配慮の組み込みかた 「環境の保全」を目的または基本理念に明記 基本理念を修正 持続可能な農業 SDGs 目標2 食料の安定供給と持続可能な食料消費 SDGs 目標2&12 食品廃棄の半減 <p>いずれにせよ、多面的機能という概念にこだわる必要はない 多面的機能から生態系サービスへ</p> <p>ただし、基本法の改正で自動的に個別施策が変わるわけではない</p>	<p>食料・農業・農村基本法 改正に望むこと</p> <ol style="list-style-type: none"> 法律の目的「食料・農業・農村」に、「環境保全」を追加する 法律の4つの基本理念の1つ「多面的機能」を「環境保全」に変更し、4つの基本理念の関係を見直すことによって、環境保全を確実に実行し、生物多様性の損失を止める 農業環境保全の関連法(多面法・土地改良)の点検、見直し、法改正 モニタリングに基づく制度の評価見直し体制の構築 <p>4つの基本理念の見直し</p> <p>食料の安定供給 ↔ 多面的機能の発揮 ↔ 農村の振興 ↔ 農業の有する多面的機能の発揮の促進</p> <p>農産物の持続的発展 ↔ 農村の振興 ↔ 農業の有する多面的機能の発揮の促進</p> <p>環境保全</p> <p>現在 → 望ましい姿</p>	<p>改正への期待</p> <p>豊かな自然とともにある農業へ</p> <ol style="list-style-type: none"> 国家・国際レベルでの生物多様性保全目標の実現 ポスト2020枠組(CBD COP15) ラムサール条約 生物多様性国家戦略(新農林水産省生物多様性戦略) 政策・施策の具体化 農地とその周辺での保全の実施支援 検証・評価 PDCAサイクルの確保・フィードバック
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

きいものの、生物多様性が損なわれる活動も多数支援対象になっていること、多面的機能が発揮されたのか評価が十分なされていない等の課題※2があることが指摘されました(NACJSJ 藤田)。さらに各NGO団体が進める保全活動の現場の課題も踏まえ、今後の基本法改正に望むこととして、法律の目的に「環境保全」を追加すること(西澤、オリザネット 斎藤、WBSJ 田尻、藤田)、生物多様性保全のための国内/国際目標の実現(ラムネット)金井)等が提案されました(図1)。2024年の基本法改正にむけ、今まさに農水省の検証部会※3が開催されています。しかしこの場合では、農地の生物多様性の議論が不十分である等、課題が数多く残されており、生物多様性が置き去りにされたまま法改正が進む恐れがあります。基本法は農地の生物多様性だけでなく、私たちの食・暮らしに関わる大事な法律ですので、現場でか

わっている皆さんが関心を寄せ、様々な機会に意見を発信することが重要です。今後、2023年6月には検証部会の中間とりまとめの発表、パブリックコメント等、意見表明のチャンスがあるはずです。日本自然保護協会ではこれからも基本法に環境保全が組み込まれるよう、他のNGOと協力しながら働きかけていきますので是非注目して下さい。詳しくは以下をご覧ください。

※1.「農業基本法改正と多面的機能を考える集い」シンポジウムの詳細
<https://www.nacjsj.or.jp/2023/02/34264/>

※2.農地の環境保全等活動の交付金制度への提言書
<https://what-we-do.nacjsj.or.jp/2022/04/18038/>

※3.食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会(2022年9月~2023年6月)
<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kensho/index.html>

雨水ためるとカモが来るー水鳥との共生を目指した取り組みのご紹介

田尻浩伸(公益財団法人日本野鳥の会/加賀市共生農業推進協議会会長)

石川県加賀市にあるラムサール条約湿地・片野鴨池は、マガンやヒシクイ、トモエガモなど希少なガンカモ類が越冬する湿地として、また江戸時代から300年以上伝わる伝統猟法・坂網猟の猟場として地元でとても大切にされています。本稿では、鴨池周辺で行われている「あまみずたんぼ」「シマシマたんぼ」の取り組みと、これらを環境保全策として取り入れたブランド米「あぢの郷米 加賀のティール」をご紹介します。

▶カモ類を守るための行動調査

カモ類に限らず野生の生きものを守るためには、まずその暮らしを知る必要があります。そこで鴨池のカモ類の採食場所の範囲を明らかにするために電波発信機を使って調査したところ、カモ類は同じ水田を数日から1週間程度利用し、その後は使わなくなることが分かりました。どうやらカモ類の採食地を作るという目的であれば、長期間水を溜めなくても良いようです。

また、夜間にスポットライトをもちいてカモ類の採食環境の調査をしてみると、湛水部分の面積が広いほどカモ類が多く確認されましたが、部分的に水が溜まっているだけでもカモ類はよく利用していました。このことから、必ずしも田面全体が湛水状態になくとも効果があることが分かりました。

▶雨水を利用したあまみずたんぼ

カモ類の行動調査を行っていたのと同じ頃、片野鴨池に関する様々な意見調整の場である片野鴨池周辺生態系管理協議会の地元片野町と大聖寺下福田町の生産組合の皆さんから、短期間の湛水であれば協力できるとのお話をいただきました。もしかしたら保護活動が大きく進むかもしれないと大変ありがたく感じ、また嬉しかったのを覚えています。農家の皆さんの負担感を軽減し、カモ類保全の効果が期待できる湛水の仕方として、短期間ずつ場所を変えていくことで、いつもどこかに水がある状況を作ることになりました。そうすることで、カモたちが採食地の場所を変えつつ鴨池に滞在してくれることを期待したのです。

次に問題になったのは、湛水するための水の確保でした。片野町ではパイプラインを通してポンプアップした水を使っていますが、冬の間は電気も止めていて動かさせません。そこで北陸の冬の降水量の多さに注目し、水戸口と暗渠排水の栓を閉めて雨水を溜めてみることにしました。実際に降雨があるとその量に合わせて水田に水が溜まり、田面の半分程度は水がある状態になりました。ふゆみずたんぼの様に積極的に湛水した場合よりも水量は少なかったものの、カモ類の採食環境としては申し分の無いものでした。

▶列状に秋起こしを行なうシマシマたんぼ

イネの収穫後の水田には、ガンカモ類の食物資源として落ち穂や二番穂があります。秋起こしを行なうとこれらの大部分が地中に埋没してしまうことが知られており、秋起こしをしていない水田の方が好まれそうなのですが、実際には秋起こしをした水田にもたくさんのカモ類が飛来していました。

加賀市周辺では早稲品種の作付けも多く、8月末から稲刈りが始まります。すると二番穂がよく成長し、丈も30cmくらいになって田面が全く見えなくらい繁茂するのです。これでは水田に水があるかないかも分からないだろうと考え、試験的に帯状に秋起こしをしてもらうことにしました。すると、起こした部分は水が見えるようになり、マガモを中心に百羽を超えるカモ類が飛来したのです(写真1, 2)。



写真1.
大聖寺下福田町のシマシマたんぼ



写真2.
片野町のシマシマたんぼのマガモ

▶ガンカモ類との共生を目指すあぢの郷米

現在、加賀市ではカモ類との共生をめざしたブランド米が生産されています。このお米は、片野鴨池を特徴づけるトモエガモの古名あぢから、あぢの郷米と名付けられました。あぢの郷米には栽培時の農法をもとに4段階のレベルが設定されており(図1)。もっとも厳しい栽培レベルIVでは化学肥料と化学農薬不使用となっています。合わせて「生きもの共生策」も実施することとなり、あまみずたんぼやシマシマたんぼも含まれています。これらのお米は大聖寺下福田町、片野町の農家の皆さんが作る「あぢの郷米部会」や柴山潟干拓地で有機栽培に取り組む「かが有機農法研究会」の皆さんが栽培しており、ブランド認定は水鳥の採食環境を守り、共生を目指す農業のイメージアップを目的とする加賀市共生農業推進協議会が行っています。また、「あぢの郷米 加賀のティール」の商標は加賀市が所有し、官民一体となった取り組みとなっています。

これらの取り組みを行っている水田には多数のカモ類が飛来するほかにコハク



(図1)

チョウのねぐらとなったり、ガン類が採食に訪れることもあります。

▶おわりに

加賀市片野鴨池周辺における取り組みは、協議会の目的に書かれているとおり地域の宝である片野鴨池などに飛来する水鳥の採食地となる水田の環境を守っています。この取り組みがさらに広まり、片野鴨池やその周辺がこれからの300年も守られて行くことを心から願っています。



鴨池風景

- 共生農業トップページ(加賀市ホームページ内)
<https://www.city.kaga.ishikawa.jp/soshiki/sangyoshinkou/kan-kyo/3/1827.html>
- あまみずたんぼパンフレット(加賀市鴨池観察館ホームページ内)
<https://kamoike.kagashi-ss.com/pdf/huyumizutanbo/amamizutanbo.pdf>
- 加賀市鴨池観察館ホームページ
<https://kamoike.kagashi-ss.com/>

〈水田部会からのお知らせ〉

今年はいつにもまして早く桜前線が北上中で、新たに田んぼの生きものたちの活動も始まっていることと思います。

2022年度、田んぼ2030プロジェクトの一年目は、●ラムサール条約COP14での水田サイドイベント開催・展示、生物多様性条約COP15での活動広報、●生物・文化多様性についての3回のミニフォーラム開催、●生物多様性国家戦略ならびに農林水産省生物多様性戦略改訂への働きかけ等を展開してきました。田んぼだよりに加えてメールマガジンの配信も始めました。

4月からのプロジェクト2年目では、●水田目標2030実現のための実行計画作成ワークショップ・報告会の開催、●情報・意見交換のためのミニフォーラムの継続開催、●田んぼの生きものを増やす排水管理の実証プロジェクトの実施等を予定しています。新型コロナウイルス感染症によって、オンライン会議で遠隔地間のコミュニケーションが容易になりましたが、実際に現場を見、顔を合わせて話し合うことの必要性も再認識しました。2年目では、現場に集まったの会合も予定しています。田んぼだよりやメールでお知らせしますので、どうぞご参加下さい。

【編集後記】

4月から2023年度の活動がはじまります。コロナ感染対策でマスクをし続けてきた3年間でしたが、学校でも原則外してよいことになったそうです。パンデミックはまたいつ発生するか分からず、日々を小欲知足で慎ましく暮らす私たちにも様々な厄災が降りかかってきます。故稲場光國さんが2021年3月の田んぼ10年プロジェクト報告書にこれからの展望として書かれた言葉 - 「循環型の有機農業を普及し、給食への提供だけではなく、地域の子供たちが農業体験などを通じて生物多様性豊かな農場などに触れながら明るい未来を展望できる事業を展開したい」 - は昆明・モントリオール生物多様性世界目標より重たいと感じています。 安藤 よしの

※田んぼだよりへのご意見、活動情報等をラムサール・ネットワーク日本事務局までお寄せください。

また、田んぼだよりをPDFファイルでのみ受け取りたいという方は、その旨事務局までお知らせくださるようお願いいたします。



田んぼ2030プロジェクトは、企業からの支援をいただいています。
このニュースレターは、2022年度地球環境基金の助成を受けて作成しました。

